

## 特例措置の対象地域

## ①事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

特例措置 の番号	対象地域・対象事業所
①	激甚災害法の指定地域内の事業所
②	激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所等

## ②豪雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

特例措置 の番号	対象地域・対象事業所
①	11 府県（岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、山口、愛媛、高知、福岡）内の事業所
②	
③	47 都道府県 ※ただし、平成 30 年 7 月豪雨等による災害に伴う経済上の理由によって、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所
④	
⑤	
⑥	
⑦	

※リーフレットと併せてご参照ください。